

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府の拠出を含む基本金に関する規定を廃止する。
- 二 理事の選任について、厚生労働大臣の委嘱を廃止し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)において選任し、厚生労働大臣が認可する。
- 三 基金の業務に、基金の設立目的を達成するために必要な業務を加えるとともに、当該業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 四 毎事業年度末に厚生労働大臣に提出する財産目録及び事業状況報告書について、厚生労働大臣の承認を廃止する。
- 五 基金は、施行日に、改正前の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。

六 この法律は、一部を除き平成十五年十月一日から施行する。